

滋賀魅力体験観光バスツアー助成事業

Web申請 募集要領

【事業実施主体】

公益社団法人びわこビジターズビューロー

【書類の提出方法】

■ ツアー催行前：「利用申請書」の提出

○提出期間

令和8年6月1日（月）～令和9年1月22日（金）

○提出方法

新規の申請はWeb（下記アドレス）での申請に代わります。

https://9f4085a3.form.kintoneapp.com/waiting/?_formCode=2e3c589ae98179f3bf5e0b4aa1b6a2232a68c077d0772be409125cd7922d2f1b

メールでの申請分は今まで通り実績報告までメールでおねがいします。

○問合せ・提出先（事務局）

〒520-0043 大津市中央三丁目4-28

滋賀県旅行業協会 担当：前田、嶋岡

TEL 077-526-3239

[土日祝除く10時から16時まで]

■ ツアー催行後：「実績報告書兼助成金請求書」の提出

○提出期間

～令和9年2月12日（金）

○提出方法

上記アドレスでWeb申請です。

※申請期間を過ぎて提出された場合は受理できませんので、時間に余裕をもって申請してください。

(1) 目的

現在実施している観光キャンペーン「戦国ディスカバリー 滋賀・びわ湖」といった好機を生かし、観光需要の喚起や県内周遊の促進につながる取組を強化する必要があることから、全国からの観光誘客を推進するとともに、観光リピーターや滋賀ファンを拡大し、観光消費の増加や消費単価の向上等による地域活性化を図るため、県内の旅行事業者等による滋賀の魅力を体験してもらえる観光バスツアーの造成を支援する。

(2) 催行期間

令和8年4月1日（水）～令和9年1月31日（日）（帰着日）

(3) 助成対象者

下記ア～ウのいずれかに該当する事業者が対象となります。

- ア 滋賀県旅行業協会またはびわこビジターズビューローの会員で、旅行業法に基づく登録旅行者（※1）
- イ 滋賀県内に事業所等（※2）を有する登録旅行者
- ウ その他、事業実施主体が認める者

※1 登録旅行者・・・旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行者

※2 事業所等・・・支店、営業所、その他事業実施主体が認められるもの

(4) 参画要件

助成対象者が本事業に参画するには、本事業の利用申請書の提出時に誓約書を提出する必要があります。

(5) 対象となる旅行形態等

【旅行形態】

- 募集型企画旅行
- 受注型企画旅行
- 手配旅行

【宿泊、日帰り】

- 宿泊旅行
- 日帰り旅行

(6) 助成額

項目	金額
①宿泊旅行	上限 50,000円／台
②日帰り旅行	上限 25,000円／台
③追加助成 ※湖上観光（クルーズ、遊覧船、屋形船等） をツアーに組み込んだ場合（別表3のとおり）	1,500円／人

※ ①・②については、バス代金の支払額（税込）を上限として千円単位で助成する。

※ ③については、ツアーに参加した人数を乗じた金額を百円単位で助成する。

(7) 各旅行業者の助成上限

1 事業者あたり下記の金額が上限となります。

■ 1 旅行事業者あたりの助成上限

3, 500, 000円

※当該年度予算額に達した場合には、その時点で事業を終了する場合があります。

【助成額の考え方】

(例) A旅行会社が以下の3プランを催行する場合

・ ツアー① (宿泊バスツアー1泊2日、大型バス4台)

バス4台 × 50, 000円 = 200, 000円《A》

・ ツアー② (日帰りバスツアー、中型バス3台)

バス3台 × 25, 000円 = 75, 000円《B》

・ ツアー③ (日帰りバスツアー、中型バス4台、湖上クルーズ組み込み (参加者95人))

バス4台 × 25, 000円 = 100, 000円

95名 × 1, 500円 = 142, 500円

小 計 242, 500円《C》

⇒ 《A》+《B》+《C》=517, 500円

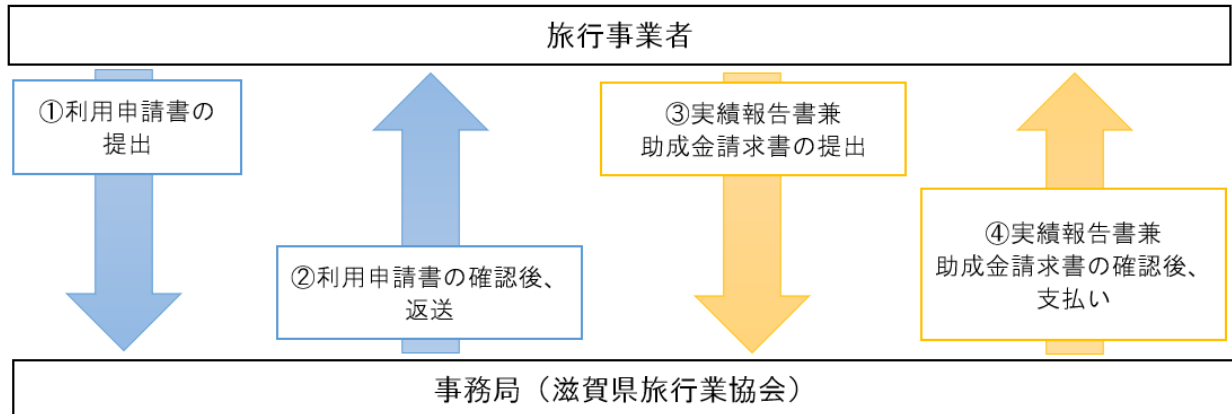
(8) 助成要件

本事業の助成対象となるためには、以下の要件を満たす必要があります。

①貸切バスの利用	バス事業者が保有する貸切バス (※) を利用するツアーであること。 ※ 貸切バスは、一般貸切旅客自動車運送事業において許可を受けた「大型車」、「中型車」、「小型車」に限る。
②参加者数	貸切バス1台あたり原則8名以上の参加者があること。
③宿泊	滋賀県内のホテル、旅館等の宿泊施設に宿泊すること。 ※ 旅館業法に規定する旅館業を営む施設で提供される宿泊
④観光周遊	・滋賀県内における『有料観光施設』(※1)、『ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等』(※2)、『県内飲食店での飲食』のいずれか1か所以上を旅行の行程に組み入れること。 ・上記要件を満たす場合、滋賀県外の観光地等が行程に含まれるツアーについても助成対象とする。 ※1 有料観光施設: 別表1のとおり ※2 ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等: 別表2のとおり
⑤湖上観光 (追加助成対象)	湖上観光 (※) をツアーに組み入れた場合、追加助成の対象とする。 ※ 湖上観光: 別表3のとおり
⑥助成対象外	次に該当する旅行は対象外とする。 ・国、地方自治体が実施する視察、会議、研修旅行等 ・宿泊をともなう教育旅行 (日帰りの校外学習等は対象) ・滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号に該当する者 (暴力団等) が発注する旅行等 ・他の補助金・助成金を受けて実施する旅行

(9) 各種手続きの流れ

Web 申請分は〈旅行会社用〉助成金の手引きをご覧ください。



(10) 申請について

① 期限・書類・提出先等について

	ツアー催行前	ツアー催行後
a. 提出書類	・利用申請書（様式第1号） ・上記書類に記載のある必要添付書類	・実績報告書兼助成金請求書（様式第3号） ・上記書類に記載のある必要添付書類
b. 申請方法	E-MAIL (※注1)	E-MAIL (※注1)
c. 提出期限	令和8年3月18日（水）～令和9年1月22日（金） ※下記の期間内に提出すること。 ○募集型企画旅行 …ツアー予定日の2週間前から1週間前までに提出 ○受注型企画旅行・手配旅行 …ツアー予定日の2か月前から1週間前までに提出	令和8年4月1日（水）～令和9年2月12日（金） ※ツアー実施後、2週間後までに提出
d. 提出後の対応	・滋賀県旅行業協会において、利用申請書の内容を確認し、事務局回答欄を記入した上で、返送し、受付完了とします。 Web申請の場合は申請者のMYページをご確認ください。 MYページは3つに分かれています。 ●旅行会社（企業）登録 MYページ ●利用申請 MYページ ●実績報告・助成請求 MYページ	・滋賀県旅行業協会において、実績報告書兼助成金請求書の内容を確認し、不備等がなければ助成金を支払います。 MYページをご確認ください。 ※不備等がある場合は、滋賀県旅行業協会より記載内容等の補正を依頼します。
e. 助成金支払時期	—	・実績報告書兼助成金請求書提出日の翌月末頃

書類提出先	滋賀県旅行業協会 (※注1) 6月1日新規申請分からWebからの申請となります。 別途ご案内する助成金申請の手引きをご覧ください。
-------	--

※ Web経由で画面入力により書類の提出が出来ない場合は、滋賀県旅行業協会事務局に相談の上、提出（入力）してください。

※ 受付完了後に、ツアー催行日、参加人数（減員のみ可、増員は不可）や観光周遊施設等の変更があったとしても、助成要件を満たす範囲内での変更であれば、再度利用申請書を提出する必要はありません。（実績報告画面で修正ください）

上記の場合であっても、受付完了後の内容と同一性を著しく失うような大幅な変更により、確認を必要とする場合は、滋賀県旅行業協会に相談の上、新たに利用申請画面より入力してください。

ただし、実績報告兼助成金請求時に、利用申請額以上の助成金請求はできません。

※ 期限内に実績報告書兼助成金請求書の提出がない場合、助成金を支払うことができない可能性がありますので、必ず当該ツアー帰着後2週間以内に提出をしてください。

※ 実績報告書兼助成金請求書の内容確認に時間を要する場合、当該助成金の支払いが遅れる可能性がありますので御留意ください。

② 利用申請の取り下げについて

利用申請の受付完了後に、ツアーの中止や変更等により助成要件を満たさなくなる場合は、ツアー催行予定日の前後1週間以内に滋賀県旅行業協会へ利用申請取り下げ申請をしてください。（旧様式第2号）

(11) 助成事業者の義務

助成事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

- ① 下記の期間内に利用申請書を提出してください。
 - 募集型企画旅行・・・ツアー予定日の2週間前から1週間前まで
 - 受注型企画旅行・手配旅行・・・ツアー予定日の2か月前から1週間前まで
- ② ツアー催行後、2週間以内に実績報告書兼助成金請求書を提出してください。なお、助成事業の完了検査のため、実地検査を行うことがあります。
- ③ 利用申請の受付完了後に、申請を取り下げる場合は、ツアー催行予定日の前後1週間以内に滋賀県旅行業協会へ利用申請取下届を提出してください。
- ④ 経理等の証拠書類は整理し、助成事業終了後5年間保存してください。

(12) その他

- ① 助成金の事務において、疑義が生じた場合には追加で資料の提出を求める場合があります。
- ② 当要領や関係規程に定める規定に違反する行為がなされた場合や、記載事項および関係書類において虚偽が判明した場合は、助成金の返還を求める場合があります。
- ③ 不正受給等が判明した場合には、捜査機関への通報等を行う場合があります。

【別表 1】

有料観光施設

対 象	美術館、水族館、博物館、資料館、科学館、体験施設、農業公園、植物園、城、城跡、神社仏閣、史跡、庭園、ゴルフ場、キャンプ場、工場見学など ※上記以外で有料観光施設として対象となるかについては、個別に判断します。 ※対象は、1人あたりに対し入場料、拝観料等の料金が発生する観光施設とします。なお、ツアーに参加していても、観光施設で料金が発生しなかった者は助成対象になりません。
-----	---

【別表 2】

ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等

対 象	①びわ湖バレイ、箱館山ゴンドラ、坂本ケーブル、八幡山ロープウェイ、賤ヶ岳リフト、スキーリフト ②近江鉄道、信楽高原鉄道、京阪石山坂本本線 (※②の「鉄道」に関しては、ツアー行程の中に「観光周遊素材」として組み込むことが必要です。) 【例】彦根市発着 近江牛昼食と信楽高原鉄道 乗車体験 (貴生川駅～信楽駅) 観光バスツアー ※上記以外でロープウェイ等として対象となるかについては、個別に判断します。 ※対象は、1人あたりに対し運賃、利用料等の料金が発生する観光施設とします。
-----	---

【別表 3】

湖上観光

対 象	①観光遊覧船等 例：ミシガンクルーズ、LAGO クルーズ、びわ湖疏水船、八幡堀めぐり、水陸両用バス Discovery Japan in びわ湖ツアー ②湖上で体験するアクティビティ等 例：ヨット、カヌー、カヤック、SUP (スタンドアップパドルボード) ※上記以外で湖上観光として対象となるかについては、個別に判断します。 ※対象は、1人あたりに対し乗船料、利用料等の料金が発生する施設・アクティビティとします。
-----	---